

サイバーセキュリティ関連情報（9月号）

鳥取県警察本部サイバー犯罪対策課

○ 悪質なショッピングサイト等に関する統計情報（2022年上半期）の公開

一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター（JC3）は、一般社団法人セーフアーインターネット協会の悪質ECサイトホットラインに対する通報内容を分析し、2022年上半期における悪質なショッピングサイト等に関する通報状況や特徴的な事象を公開しています。

公開された情報によると、2022年上半期の通報件数は、12,830件であり、前年同期（6,696件）と比べ、6,134件増加しています。

これらの悪質なショッピングサイトは、インターネット検索結果の上位に表示されることがあり、検索結果から悪質なショッピングサイトへ誘導する手口として、改ざんされたWebサイトを經由する事象も確認されています。

これは、利用者が改ざんされたサイト経由でアクセスしたことに気づかず、偽ショッピングサイトが表示される仕組みであり、偽ショッピングサイトを隠すため、改ざんサイトを經由させているものと考えられています。

悪質なショッピングサイト等には、「決済方法が銀行振込に限定されている」「振込先が法人名義ではなく個人名義の口座である」「商品の価格が極端に安い」「不自然な日本語表記」といった特徴がみられます。

被害に遭わないためにも、市販のセキュリティ対策ソフトやフィルタリングを導入した上で、初めて利用するショッピングサイトの場合には、

- ・ URLや会社名をインターネットで調べ、被害報告等がないか確認する
- ・ 会社概要において、事業者の氏名（名称）、住所、電話番号の記載を確認する
- ・ 商品購入前に架電して実在する会社か確認する

などの対策をとるよう心がけてください。

引用：【一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター】<https://www.jc3.or.jp/threats/topics/article-459.html>

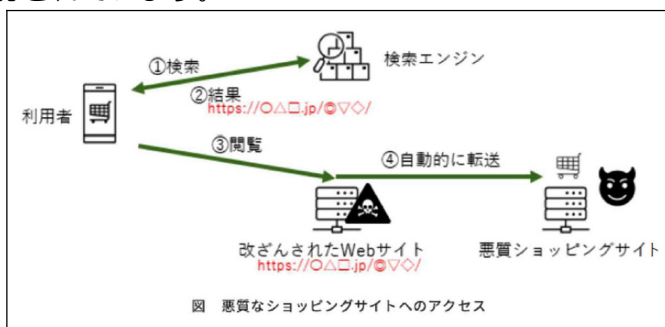


図 悪質なショッピングサイトへのアクセス

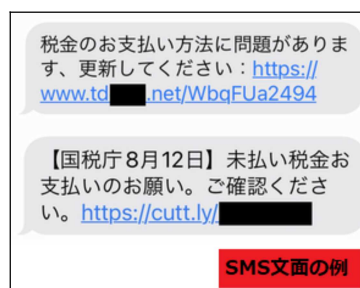
○ 国税庁を装うフィッシングに注意！！

フィッシング対策協議会は、国税庁を装うフィッシングの報告を受けているとして、注意を呼び掛けています。

確認されているメールは、「未払い料金のお知らせ」「【督促状】滞納した税金がございます」「【国税庁】最終通知」等の件名で送信されており、メール本文には、URLのリンクとともに、リンク先へのアクセスを促す「最終期限までに納付がないときは、差押処分に着手致します」などの文言が記載されているとのことです。

また、メールの他にも「税金のお支払い方法に問題があります」等と記載されたショートメッセージ（SMS）による手口も確認されており、これらのメールやSMSのリンク先をクリックすると、国税庁を装うフィッシングサイトに繋がったり、不正なアプリをインストールするよう誘導される場合があります。

日頃から、不用意にショートメッセージやメールに添付されたURLのリンクをクリックしないよう心がけるとともに、メール等のリンク先からアクセスした先で、個人情報やクレジットカード情報の入力を要求された場合は、入力する前に一度立ち止まり、似たようなフィッシングや詐欺の事例がないか確認するようお願いいたします。



引用：【フィッシング対策協議会】

https://www.antiphishing.jp/news/alert/nta_20220815.html

https://www.antiphishing.jp/news/alert/nta_20220823.html